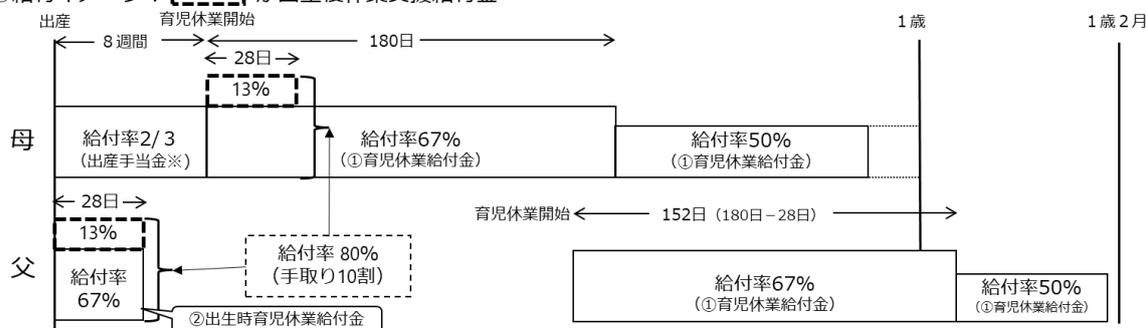


事業主、被保険者の皆さまへ

(お知らせ) 出生後休業支援給付金を申請していないにもかかわらず、
「不支給決定通知書」が交付された方へ

令和7年4月から、出生後休業支援給付が創設され、一定の条件を満たした方には、①育児休業給付金、または②出生時育児休業給付金に上乗せして、出生後休業支援給付金が支給されることとなりました。

○給付イメージ： が出生後休業支援給付金



※ 健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。なお、出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありませんので、ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

この出生後休業支援給付の支給判定については、原則として①②の給付金の支給判定と同時に行うため、システムの都合により、出生後休業支援給付の申請を行っていない方にも、便宜的に「出生後休業支援給付金不支給決定通知書」が交付される場合がございます。

- ・出生後休業支援給付金の配偶者要件が確認できなかった場合（申請書の配偶者要件欄が未記載の場合や、被保険者の配偶者側が育児休業給付の申請を行っていない場合など）の不支給通知書の記載

先般、提出されました出生後休業支援給付金支給申請書等の書類を審査したところ、配偶者の要件を満たしていないため、不支給となりました。後日要件を満たした場合は再度申請してください。

この場合の「不支給決定通知書」により、出生後休業支援給付金の受給が将来にわたって否定されるものではありません。

よくあるご質問

はじめての育児休業給付金の申請時点では出生後休業支援給付金の要件を満たしていなかったため、初回は育児休業給付金だけを申請して、出生後休業支援給付金については後日要件を満たしてから申請する予定でした。初回の育児休業給付金の申請に対し、「出生後休業支援給付金不支給決定通知書」が通知されましたが今後出生後休業支援給付金はもらえないということですか。

【回答】

この「不支給決定通知書」により、出生後休業支援給付金の受給が将来にわたって否定されるものではありません。後日支給要件を満たしたときに、あらためて出生後休業支援給付金支給申請書を提出してください。

なお、出生後休業支援給付の申請を失念していた場合や、2回目以降の育児休業給付金の支給申請でまとめて申請する場合も、この申請書にて、出生後休業支援給付金の申請を行ってください。

※出生後休業支援給付金支給申請書はこちら→



また、その他不支給の場合の理由と通知書の記載は、以下のとおりです。

(イ) 申請者が対象期間内に 14 日以上の子育て休業を取得していない場合

先般、提出されました出生後休業支援給付金支給申請書等の書類を審査したところ、対象期間中の子育て休業日数が要件を満たしていないため、不支給となりました。

(ロ) 申請者と配偶者共に要件は満たしているが、休業中の就労にて子育て休業給付金、または出生時子育て休業給付金が不支給となり、出生後休業支援給付金が支給されない場合

先般、提出されました出生後休業支援給付金支給申請書等の書類を審査したところ、配偶者の要件を満たしていることを確認しましたが、支給対象期間がないため支給できません。次回申請時に対象期間中の子育て休業日数が要件を満たした場合は、出生後休業支援給付金が支給されます。

(ハ) 既に出生後休業支援給付金が支給済みの場合

先般、提出されました出生後休業支援給付金支給申請書等の書類を審査したところ、出生後休業支援給付金が支給済のため不支給となりました。